

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続対策の第一歩

Q：私は財産として、自社株式、居住用土地、家屋、預金などを所有しています。

相続対策を考えたいのですが、まず何をすればよいのでしょうか。

A：相続対策の第一歩は、相続税がどのくらいになるのか試算することです。

【解説】

相続税額の試算には、財産及び法定相続人の把握を行うことが必要です。

相続税の課税対象となる財産には、本来の相続財産とみなし相続財産とがあります。

本来の相続財産は、相続又は遺贈により取得した土地、建物、現金、預貯金、ゴルフ会員権など、金銭に見積もることができる経済価値のあるすべてのものをいいます。

一方、みなし相続財産は、相続又は遺贈によって取得した財産ではありませんが、相続又は遺贈によって取得したのと同じ効果が生じるものとして、相続財産に取り込まれるものをいい、生命保険金、退職手当金、生命保険契約に関する権利などがあります。

財産の把握ができれば、財産の相続税法上の評価を行います。

次に、誰が法定相続人になるかを調べます。法定相続人とは相続できる人のことで、配偶者と一定範囲の血族（血族相続人）とに大別されます。配偶者は、被相続人と配偶関係にあったことにより相続できる人のことで、常に相続人になることができますが、血族相続人は、被相続人と血縁のある人で、血縁の濃い順番に相続人となることができます。

